

平成 28 年度第 2 回宝塚市労働問題審議会小委員会 議事録

日 時：平成 28 年 8 月 5 日（月）13 時 00 分～14 時 30 分

会 場：宝塚市役所 3－3 会議室

出席委員：上林会長、小池副会長、橘田委員、志方委員、
和田委員、室井委員

事務局：土屋産業文化部長、下浦産業振興室長、溝渕係長、
竹辺

関係課：障害福祉課長、保育事業課長、人権男女共同参画課長、
せいかつ支援課長

1. 開会

事務局より開会のあいさつの後、配布資料及び本日の議事について確認した。

2. 署名委員の氏名

会長から、議事録の署名委員に室井委員と小池委員が指名された。

3. 傍聴の受け入れ

傍聴希望者はいなかった。

4. 議事（結果）

議題（1）労働施策推進計画について

①報告及び平成 28 年度第 1 回労働問題審議会小委員会における質問の回答

事務局より、平成 28 年度第 1 回審議会小委員会にて質問のあった事項について回答した。

- 年次有給休暇制度の有無の公表について：労働基準監督署に確認したところ、労働実態調査の結果を以て労働基準監督署が対応することはなく、むしろ一層啓発に取り組みたいとの回答を得た。
- 労働基準監督署との連携について：労働基準監督署に確認したところ、労働基準監督署との連携を計画に記載する旨について、協力できるところは協力したいとの回答を得た。これにより、「関係機関との連携強化」には労働基準監督署を追記した。
- 社会福祉協議会との連携について：社会福祉協議会との連携を計画に記載する旨について、まだ社会福祉協議会に確認がとれておらず、引き続き調整を図っている。
- 事業所における就業規則、労働協約、労働組合について：回答者が労働契約

と労働協約を誤認した可能性があるので、表を削除する。

- 労働実態調査の説明について：資料編に労働実態調査の概要を掲載した。また、第2章の扉ページの裏面に、調査結果の引用箇所を読むにあたっての注意点を掲載した。
- 高齢者の就労状況について：高齢者は働きたくて働くのか、働かざるを得なくて働くのかという質問があったが、労働実態調査で60歳以降の就業目的を尋ねたところ、「収入が欲しいから」という人が53.1%となっている。
- 女性の就労状況について：女性の就労状況について働く希望はあっても働く場が無いのか、働く環境整備ができていないのかという点からも課題整理して欲しいとの要望があったが、求人の際に男女を限定することはできないので、統計をとりようがないのが現状である。一方、働きたい女性が増えセミナー等への参加者も増えている。最近の女性の労働力率をみると（総務省統計局）、10歳階級ごとに2014年と2015年の労働力率が比較されており、25～34歳は74.9%から75.3%で0.4ポイント増、35～44歳は72.6%から73.4%で0.8ポイント増、45～54歳は76.3%から76.9%で0.6ポイント増、55～64歳は57.4%から59.2%で1.8ポイント増となっているが、15～24歳は43.4%から43.1%で0.3ポイント減となっている。また、各省庁ホームページで公開されている共働き世帯の推移を見ると、2015年時点で共働き世帯数は1,000万世帯を超えている。
- 障がい者の就労動向について：第2章の「6 障がい者の就労動向」に障がい者手帳所持者数、日中の過ごし方、就労形態を追記した。
- 基本方針1への障がいの明記について：基本方針1に「障がい」を加え、「性別や年齢、障がい等に関わらずその人らしく働くための就労支援」と改めた。併せて、ダイバーシティの意味についても一般の方に障がい者を含む概念であることが伝わるように改めた。

②労働施策推進計画（案）の説明

事務局より、宝塚市労働施策推進計画（案）について説明を行った。委員からの主な意見は、後記「委員の主な意見とやり取り」のとおり。

- 第2章：「6 障がい者の就労動向」に障がい者手帳所持者数、日中の過ごし方、就労形態を追記した旨を説明。
- 第4章：第2回小委員会では、現行動計画から今後の方向性として「拡充」としたものと、今回から「新規」として挙げている取組みを焦点化し、そのうち商工勤労課の事業について説明。なお、記載内容については引き続き関係機関と調整中であり、今後若干の修正がある旨を説明。また、事業照会の

結果、担当課から女性の雇用・就業促進と安定対策に係る取組みのうち、子育てへの支援に係る施策は家庭と仕事の両立支援として実施していると回答があった。施策を振り分けるにあたり、現在の労働施策推進計画の施策体系では適当なものが無いため、一旦、基本方針2の「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現」に記載している。子育て支援に係る施策の振り分けについて課題提起し、委員より意見を募る。

《委員の主な意見とやり取り》

[会長]

事務局より、女性の雇用・就業促進と安定対策に係る取組みのうち、子育てへの支援に係る施策について基本方針2の「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現」に組み込むのが良いか、別の項目に組み込むのが良いかという課題提起があったが、皆様より意見を頂戴したい。ご意見がなければ事務局案のとおり進めたいと思うが、いかがか。

—意見なし—

それでは、子育てへの支援に係る施策は事務局案のとおり基本方針2の「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現」に記載する。

第4章の具体的な取組みは、今回新たに取り組むものは「新規」、現行計画でも取り組んでいるが拡大・充実させていくものは「拡充」として今後の方向性に記載されている。事務局案では担当課ごとに具体的な取組みが記載されているが、読み手のことを考慮すると、今後の方向性ごとにどれが新規で拡充かが分かる順番で記載する方が良いのではないだろうか。

(事務局)

読み手に分かりやすくなるように対応する。

[副会長]

基本方針1の「(3) 産業振興と雇用・就業機会の拡大・創出」の具体的な取組みは主に商工勤労課が担当課になっているが、商工会議所との連携が大きな課題であると思うので、商工会議所との連携にもふれて欲しい。

ワーク・ライフ・バランスと子育て支援策についてだが、これまでは女性が子育てを担うことが多かったが、ワーク・ライフ・バランスの考え方の中では、働くこととのバランスが前面に出てくるという理解で良いだろうか。このことをふまえて基本方針2の「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現」に具体的な取組みが記載されているが、今までの取組みはどのような実績になっており、今回の計

画での目標値はどのようになるのか説明をお願いしたい。

(保育事業課)

学童保育の利用対象を平成 27 年度には小学 3 年生から小学 4 年生までとし、さらに今年度は小学 6 年生までに拡大した。これと歩調を合わせる形で、以前から取り組んできた病後児保育の対象も今年度より小学 3 年生までから小学 6 年生までに拡大した。また、病後児保育は 1 日当たりの利用定員数も増やすなど今年度から事業の拡大を図っている。事業の利用状況はこの場では資料を持ち合わせていないため、追って確認する。

[委員]

障がい児を対象とした保育サービスはどのようなものがあるのか。逆瀬川の交差点に障がい児支援を行っている事業所があったがなくなった。市では現在どのような事業を行っているのか教えて欲しい。

(障害福祉課)

本市では放課後デイサービスや発達支援など様々な事業を行っている。また、市内には多くの事業所があり、放課後デイサービスを行う事業所は年々増加している。

[委員]

基本方針は「性別や年齢、障がい等に関わらず」という文章へ修正してもらったが、障がいとは何かという説明や、全体を通して「障がい」という言葉がほとんど見当たらないように思う。障がい児のデイサービスのことや拡充する取組みのことをきちんと書いて欲しいが、障がい者雇用の拡充を図っていくような事業について掲載されている印象がない。障がい者との関わりでみると入札契約制度も関連があると思うが、共同受注窓口についても記載して欲しい。国では 3 年ほど前から共同受注窓口の制度が出来たが、宝塚市も 2 年ほど前から検討している。障害者自立支援協議会の仕事部会でも共同受注窓口について話し合いがなされているので、ぜひ掲載をお願いしたい。

(障害福祉課)

本市では共同受注窓口を設けておらず、現行計画にも同制度の推進について掲載されていないが、掲載を検討する。

[委員]

宝塚市では障がい者の法定雇用率の達成度合いに関する、入札契約の際の資格等は設けているのか。例えば、障がい者の雇用率が2%を超えていないといけな
いなど。他市では入札契約の要件になっている場合もあるので、本市でも検討し
て欲しい。

(事務局)

契約課に確認する。

[委員]

入札契約の際に障がい者の雇用を応援している企業に有利になる様な取組みは
あるか。

(事務局)

次回の小委員会までに契約課に確認する。プロポーザルでは障がい者雇用につ
て項目を設けていることがある。

[副会長]

基本方針3の「(1) 労働実態の把握」に係る具体的な取組みに、まず入札契約
制度に関する事業があるというのは、安心して働くことができる職場づくりと
してどうなのだろう。まず安心して働く基盤づくりが必要であり、そのために
は労働契約の内容を知ることが大切である。労働実態調査の際に回答者が労働
契約と労働協約を誤ったのではないかというお話もあったが、まずは労働契約
の認識をどのように労使に定着させていくのかということが大切であり、それ
ができていないとトラブルが起こりうる。年休制度が設けられていないという
ことも本来あってはならないことであり、こういったことがきっちり確立され
ていることが安心して働く基盤となる。本市の事業所の実態をみると、従業員
10人未満の事業所が8割程度となっており、労使共に労働基準法が意識されて
いない可能性もある。小規模の事業所が多いことが本市の特徴でもあり、この
ことをどういう風に施策に反映させていくのか。施策自体は良いかもしれない
が、施策を実施するための前提などにも焦点を当てて計画を立てていく必要が
ある。

(事務局)

基本方針3の「(1) 労働実態の把握」に関する事業は、ご指摘のあった入札

契約制度に関する事業も含め 2 事業しかないので、整理し検討する。

[会長]

計画案には今後取り組む事業のみを掲載し、廃止する取組みは掲載しないのか。また、現行からの継続の取組みなのか、廃止する取組みはどれなのかということが判断できるような表現にする必要はないか。読み手が誤解しないように工夫して欲しい。

(事務局)

廃止する取組みは計画案には記載していないが、掲載するかどうか検討する。なお、現行計画には 96 事業あり、以前に再掲項目が多く事業を整理する旨を説明させていただいた。統合と廃止の結果、36 事業の減となっている。

[委員]

労働条件等における不合理な格差を縮小していくためには労働実態の把握が必要だと思うが、そうであれば「(2) 労働条件等における不合理な格差の縮小」は基本方針 2 「一人ひとりの働き方の希望を実現する雇用・就業環境づくり」よりも基本方針 3 「安心して働くことができる職場づくり」がふさわしいのではないか。具体的な取組みがまだ記載されていないが、同一労働同一賃金に関する取組みが必要だと思う。

[委員]

今後の方向性が「新規」となっているのは平成 29 年度からの取組みを意味していると思うが、生活困窮者自立支援制度は既に始まっている取組みであり、なぜ「新規」として掲載されているのか。

(事務局)

生活困窮者自立支援制度は現行計画に記載されていない取組みのため、今後の方向性を「新規」としている。

[委員]

冒頭にワーク・ライフ・バランスについての課題提起があったが、もう一度説明して欲しい。

(事務局)

女性の雇用・就業促進と安定対策に係る取組みのうち、子育てへの支援に係

る施策について基本方針2の「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現」に組み込むか、家庭と仕事の両立支援として新しく項目を立てる方が良いかご意見を伺いたい。事務局案では当初基本方針1の「(2) ダイバーシティの推進」に組み込んでいたが、子育て支援は女性のみに関わることではないため、基本方針2の「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現」かあるいは新しく項目を立て家庭と仕事の両立支援として掲載することを検討している。

[会長]

「労働条件等における不合理な格差の縮小」がなぜ基本方針2に組み込まれているのかということだが、おそらく基本方針3は労働環境づくりということで仕事をする段階の取組みに主眼を置いており、基本方針2は労働に入る前の取組みに主眼を置いている。そのため、労働条件等ということでは基本方針2に組み込んでいると理解している。同様に考えると、ワーク・ライフ・バランスは基本方針2と3の両方に関係することであり分けるのが難しい項目でもある。

文章の表現は今後修正されていくと思うが、「(1) ワーク・ライフ・バランスの実現」のところで「仕事と生活の調和をとる」という表現は日本語として障りがあるので、「バランスをとる」とか「調和を図る」という表現がより適しているように思う。また、ワーク・ライフ・バランスとか仕事と家庭生活の調和など言い換えも多いので意図があれば使い分けをし、無ければ表現は統一されている方が良い。アスタリスクが付いている用語はどこかで解説があるのか。

(事務局)

文書は今後整理する。アスタリスクが付いている用語は資料編の用語解説で説明している。

[副会長]

「女性の5歳階級別労働力率の推移」をみると、本市はM字の谷に当たる部分はかなり数値が低いが、どんなことが理由として考えられるか。働く場自体が不足しているのか、働く支援が整っていないのかなど、実態だけでなく背景の説明が必要である。背景については推測でも構わないので、何かしら記載し施策に反映して欲しい。

(事務局)

女性の労働力率が低い背景として推測ではあるが、市内の工場などでは人手不足の状態であっても、「こういう仕事がしたい」と思っている女性のニーズと

マッチングしていないことが考えられる。この点は十分に調査できていないので、背景として言い切るには分析が薄くなってしまう。

(人権男女共同参画課)

女性の労働力率についての資料をこの場に持ち合わせていないので、追って確認する。

[会長]

計画には確実なことが言えないと掲載しにくいという事情があるだろうが、事実の要因や背景がきっちり書かれていると読み手はおもしろいと思う。

[副会長]

女性の労働力率の背景には複合的な要素があるだろうし、推測的になっても構わないと思う。

[委員]

計画案はがんばって作成していただいていると思う。ただし、具体的な内容が必要である。例えば基本方針1の「(1) 雇用・就業促進と安定」の具体的な取り組みには「U I J ターン就職相談会を実施する」と書かれているが、なぜU I J ターン就職相談会を行うのかという説明が必要である。例えば、いま一億総活躍ということが言われ、東京に出て行った人が地元に戻ってこないことが問題視されているという背景があるだろう。

また、ワークサポート宝塚を知っている人が25.2%と少ない。ワークサポート宝塚が設立してからずいぶん経つが、我々も反省すべき点であり、どうすれば認知度が上がるのか一緒に考えていかねばならない。

[委員]

我々のところでも職業紹介を行っているが、来所者にワークサポート宝塚の場所を教えると驚かれることがあるし、ワークサポート宝塚だと間違っ宝塚地域若者サポートステーションを訪れる人もいる。分かりやすく看板を出すと良いかもしれない。

[会長]

計画は宝塚市の特徴が鮮明に分かる表現がなされていれば、よりおもしろい。市の固有の特徴たらしめている要因の分析は難しいとしても、他市とどう違う

のかということが分かると良いと思し、市民にとっても有用である。

[委員]

女性の労働力率についてだが、地域若者サポートステーションで行った調査の結果をみると、東京の世田谷と宝塚市の傾向が似ていた。働かなくてもよい女性が多いのかもしれない。

[会長]

切迫した状況にないとも推測できる。

[委員]

給料や財産等のデータがあれば、女性が必ずしも外に働きに出なくても良い状況にあるのかどうか分析するのに役立つかもしれない。

本市らしい取組みを、とのご意見があったが、私は県外で就労しており本計画の理念に関われるような取組みがないように感じた。会社の大小やどこで働いているかということに関わらず、市民として会社に関するイベントや交流できる機会づくりに集い参画していける取組みがあると良いと思う。

[副会長]

市民税など市で把握しているデータがあるはずであり、そのようなデータから現状と課題の背景を推測することができると思う。地域の特徴を背景として施策を考えていく必要がある。

[委員]

ハローワーク西宮管内は求職件数が非常に多く、近年全国的には求人倍率が1倍以上となっているが、西宮管内では1倍を割っている。地域へのサービスは常日頃考えているところであるが、労働施策は国の事業に負うところも多いなかでいかに市と国の機関が連携していくかが重要である。市として何ができるかを議論していく必要がある。

[委員]

資料のレイアウトについて、字ばかりだと読みづらく、絵があつたり事業の方向性がマトリックスで表されていると検討しやすいと思う。工夫をお願いしたい。

2. 閉会

事務局より次回小委員会開催について日程調整の案内の後、閉会。

— 以 上 —